

## 南丹市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

## 1 民間事業者の選定概要

2 に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第 36 条第 3 項に基づき、森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第 33 条第 1 項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、南丹市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

## 2 経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齢
		別紙一覧表のとおり			

## 3 スケジュール

- (1) 令和 5 年 7 月 1 0 日(月) 参加受付開始
- (2) 令和 5 年 7 月 2 1 日(金) 参加受付締切り
- (3) 令和 5 年 7 月 3 1 日(月) 現地説明会 (集合午後 2 時、船岡文化センター)  
**※現地説明会の参加が企画提案書提出の必須条件とします。**
- (4) 令和 5 年 8 月 7 日(月) 企画提案書受付開始  
 受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前 9 時から午後 4 時 3 0 分とします。  
 受付場所は、南丹市役所農林商工部農山村振興課とします。
- (5) 令和 5 年 8 月 1 0 日(火) 質問受付締切り  
 募集の内容に関する質問は、F A X により提出し確認の電話をしてください。  
 農山村振興課 F A X : 0 7 7 1 - 6 3 - 0 6 5 4 電話 : 0 7 7 1 - 6 8 - 0 0 1 2
- (6) 令和 5 年 8 月 2 1 日(月) 質問回答期日
- (7) 令和 5 年 9 月 5 日(火) 企画提案書受付締切り
- (8) 令和 5 年 9 月 1 3 日(水) 審査 (提案者による説明及び質疑)
- (9) 審査後 1 週間程度 選定・結果通知

## 4 提出書類

次の書類を取りまとめのうえ、正本 1 部・副本 5 部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

- ・企画提案書提出文書 (様式第 2 号)
- ・企画提案書 (様式第 2 号付 1)
- ・見積書 (様式第 2 号付 2)
- ・計画図 (施業区域、施業種、作業道開設ルート案、土場予定箇所等記載、縮尺 1/5,000 程度)

## 5 その他

経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画 (南丹市ホームページに公表) を参照してください。